

錦江町
子育て支援住宅整備事業
募集要項

令和7年6月30日
錦江町

— 目 次 —

第1章	募集要項等の定義	2
第2章	対象事業の概要等	3
1	募集に付する事業の内容	3
第3章	事業者の募集及び選定	7
1	募集及び選定の方法	7
2	募集及び選定のスケジュール	7
3	公募参加者が備えるべき参加資格要件	8
4	審査及び優先交渉権者の選定に関する事項	10
5	募集要項等の公表	11
6	募集要項等に係る質問の受付及び回答	11
7	事前調査の申請	11
8	募集参加表明及び資格審査	12
9	募集	13
10	優先交渉権者の決定方法	15
11	手続きにおける交渉の有無	16
12	基本協定の締結	16
13	事業契約の締結等	16
14	議会の議決に付すべき契約の締結	17
15	その他	17
第4章	事業実施に関する事項	18
1	町と事業者の責任区分	18
2	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	18
3	事業実施に関する事項	19
4	その他	19
5	本事業に関する町の担当部署及びアドバイザー業務委託事業者	20
	リスク分担表	20

第1章 募集要項等の定義

錦江町（以下「町」という。）は、錦江町子育て支援住宅整備事業（以下「本事業」という。）について、民間ノウハウの活用による快適な住まいの供給と地域づくりへの寄与、円滑な業務遂行及び財政負担の軽減を図るため、本事業を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）第6条に基づく「特定事業」として選定した。

この、「錦江町子育て支援住宅整備事業募集要項（以下「募集要項」という。）」は、町が、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するに当たり、公表するものである。

本事業の基本的な考え方については、令和7年1月に公表した「（錦江町子育て支援住宅整備事業実施方針（案）」（以下「実施方針」という。）と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針に係る質問、意見を反映しているので、応募者は、募集要項の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出するものとする。

なお、募集要項に併せて公表する次の別添資料についても募集要項と一体の資料とし、これらの全資料を含めて「募集要項等」と定義する。

- ・ 別添資料1「錦江町子育て支援住宅整備事業 様式集」
(以下「様式集」という。)
- ・ 別添資料2「錦江町子育て支援住宅整備事業 要求水準書」
(以下「要求水準書」という。)
- ・ 別添資料3「錦江町子育て支援住宅整備事業 優先交渉権者決定基準」
(以下「優先交渉権者決定基準」という。)
- ・ 別添資料4「錦江町子育て支援住宅整備事業 基本協定書（案）」
(以下「基本協定書」という。)
- ・ 別添資料5「錦江町子育て支援住宅整備事業 事業契約書（案）」
(以下「事業契約書」という。)

第2章 対象事業の概要等

1 募集に付する事業の内容

(1) 事業の名称

錦江町子育て支援住宅整備事業

(2) 本事業に供される公共施設等の種類

地域優良賃貸住宅（以下「本施設」という。）

(3) 公共施設等の管理者の名称

錦江町長 新田 敏郎

(4) 事業目的

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）」を活用し、民間ノウハウによる質の高いサービスの導入を図りつつ、子育て環境に配慮した住宅を整備することにより、子育て世代の転入促進及び転出抑制を図ることを目的とする。

また、本事業の実施に当たり、特に以下の4点の事項に配慮し実施するものとする。

1) 良質なサービスの提供及びコストの縮減

本事業の実施に当たっては、民間の技術的能力を活用した効率的かつ効果的な設計、建設及び工事監理を行うことにより、錦江町に住むことに魅力を感じることができる良質な住環境・生活環境サービス提供を図ることとする。

2) 周辺環境との調和

本施設整備予定地は、錦江町役場本庁から南に約800mの位置にある。国道269号線に面しており、周辺には大根占水田が広がっている。また、1キロ圏内に小中学校及び医療機関並びにスーパーマーケットが立地している。

本施設の整備に当たっては、建築の意匠や外構の整備等において、その目的を十分に理解の上、高さや色彩など、周辺環境と調和した整備を図るものとする。

3) 子育て支援

本施設の整備に当たっては、安心して子どもを生み育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めるため、間取りや動線など、子育てに適した施設となるよう配慮するものとする。

4) 地域経済の活性化等

本事業は、町が実施する公共事業であることから、その実施に当たっては町内企業の参加による地域経済への貢献がなされるように配慮するものとする。

(5) 事業手法

本事業は、P F I 法に基づき、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）が新たに本施設を設計、建設及び工事監理した後、町に本施設の所有権を移転する方式（B T : Build Transfer ）により実施するものとする。

(6) 業務の範囲

事業者が実施する業務（以下「本業務」という。）は以下のとおりとする。

1) 本施設の整備

①本施設の整備に係る調査・設計業務及び関連業務

（住宅の基本設計、実施設計とともに事業計画地の外構・駐車場を含む）

②本施設の整備に係る建設業務及び関連業務

③本施設の整備に係る工事監理業務及び関連業務

④本施設の整備に係る近隣対応・対策業務及び関連業務

⑤本施設の整備に係るテレビ電波受信障害調査・対策業務及び関連業務

⑥電柱の撤去・移設・新設に関連する業務

⑦上記各項目に伴う各種申請等業務

⑧上記各項目に伴う町の交付金申請手続等の支援業務

⑨本施設の引渡しに係る一切の業務

⑩その他設計・建設業務上必要な業務

⑪その他本施設整備に係る必要な業務

(7) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の町議会における議決を受け、事業契約締結日の翌日から本施設の引渡しが完了するまでとする。

(8) 本事業のスケジュール（予定）

令和 7 年 1 月	実施方針(案)公表
令和 7 年 2 月	特定事業の選定・公表
令和 7 年 3 月	予算議会上程
令和 7 年 4 月	募集要項等の公表（公募広告）
令和 7 年 7 月	参加表明書・参加資格確認申請書の受付
令和 7 年 8 月	参加資格確認審査の結果の通知
令和 7 年 9 月	提案書の受付
令和 7 年 9 月	優先交渉権者の決定・公表
令和 7 年 10 月	仮契約締結（契約議案議会上程）
令和 9 年 2 月	施設引渡し
令和 9 年 3 月	入居開始

(9) 支払に関する事項

町の事業者に対する支払は、事業者が実施する本事業における本施設の整備業務に係る対価とする。

町は、本施設の整備事業に係る対価については、本施設の町への引渡し時に一括して支払うものとする。

(10) 本事業に必要と想定される根拠法令等

本事業を実施するに当たり、遵守すべき法令、基準等は次に示すとおりである。このほか本事業に関連する法令、基準等を遵守するものとする。

(関係法令等) 各法令は、いずれも本事業公募公告日の最新の法令を適用するものとする。

1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

(平成11年7月30日法律第117号)

2) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針

(平成12年3月13日総理府告示第11号)

3) 建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)

4) 都市計画法(昭和43年6月15日法律第100号)

5) 消防法(昭和23年7月24日法律第186号)

6) 自然公園法(昭和32年6月1日法律第161号)

7) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年6月23日法律第81号)

8) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年5月21日法律第52号)

9) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年6月21日法律第91号)

10) 電波法(昭和25年5月2日法律第131号)

11) 水道法(昭和32年6月15日法律第177号)

12) 下水道法(昭和33年4月24日法律第79号)

13) 建築基準法施行条例(昭和46年7月19日鹿児島県条例第33号)

14) 鹿児島県屋外広告物条例(昭和39年10月5日鹿児島県条例第83号)

16) 地域優良賃貸住宅制度要綱(平成19年3月28日国住備第160号)

17) 地域優良賃貸住宅整備基準(平成19年3月28日国住備第164号)

18) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年10月9日法律第117号)

19) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)

20) 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年4月26日法律第48号)

21) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年5月31日法律第104号)

22) その他、本事業に係る法令

※関係法令等を遵守すること。

(参考基準等)

1) 建築・設備設計基準及び同解説最新版(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)

2) 公共建築工事標準仕様書及び同標準図最新版(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)

3) 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)及び同標準図最新版

(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)

4) 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)及び同標準図最新版

(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)

- 5) 公共住宅建設工事共通仕様書最新版（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）
- 6) 公共住宅建設工事共通仕様書解説書（総則編・調査編・建築編）最新版
（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）
- 7) 公共住宅建設工事共通仕様書解説書（総則編・電気編）最新版
（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）
- 8) 公共住宅建設工事共通仕様書解説書（総則編・機械編）最新版
（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）
- 9) 公共住宅建設工事共通仕様書別冊部品及び機器の品質性能基準最新版
（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）
- 10) 公共住宅建築工事積算基準最新版（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）
- 11) 公共住宅電気設備工事積算基準最新版（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）
- 12) 公共住宅機械設備工事積算基準最新版（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）
- 13) 公共住宅屋外設備工事積算基準最新版（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）
- 14) 高齢者が居住する住宅の設計に係る指針（国土交通省告示第1301号）
- 15) 長寿社会対応住宅設計マニュアル集合住宅編（建設省住宅局住宅整備課監修）
- 16) 共同住宅の防犯設計ガイドブック防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針・解説
（財団法人ベターリビング、財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター企画編集）
- 17) 建築工事における建築副産物管理マニュアル・同解説最新版
（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- 18) 公共工事コスト縮減対策に関する建設省新行動計画の解説

※以上の参考基準等の解釈や参考基準等間の解釈に関して疑義が生じた場合は、別途、町と協議の上、適用について決定する。

(11) 募集要項等の変更

募集要項等公表後における事業者からの質問や事業者へのヒアリング結果等を踏まえ、募集要項等の内容の変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合は、速やかに、その内容を本町のホームページへの掲載により公表する。

第3章 事業者の募集及び選定

1 募集及び選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、公募プロポーザル方式とする。

2 募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定のスケジュールは、次に示すとおりである。ただし、スケジュールは、状況により前後する場合がある。

時	期（予定）	内 容
令和	7年 1月	実施方針（案）等の公表
令和	7年 3月	予算議会上程
令和	7年 3月	特定事業の選定・公表
令和	7年 6月30日	募集要項等の公表（公募公告）
令和	7年 6月30日～7月18日	募集要項等に関する質問の受付
令和	7年 7月25日	募集要項等に関する質問回答の公表
令和	7年 7月28日～30日	参加表明書、応募資格確認申請書の受付
令和	7年 8月8日	参加資格確認審査の結果の通知
令和	7年 9月9日～16日	提案書の受付
令和	7年 9月	提案プレゼン、審査委員会の開催
令和	7年 9月	優先交渉権者の選定・決定・公表
令和	7年 9月	基本協定の締結、審査結果の公表
令和	7年 9月	事業仮契約の締結
令和	7年 10月	事業契約に関する議会承認（事業契約の締結）
令和	7年 10月～令和9年2月	本施設の設計・建設期間
令和	9年 2月	本施設の引渡し
令和	9年 3月	本施設の入居開始

3 公募参加者が備えるべき参加資格要件

(1) 公募参加者の参加要件

公募参加者は、本施設の設計に当たる者（以下「設計企業」という。）、本施設の工事監理に当たる者（以下「工事監理企業」という。）、本施設の建設に当たる者（以下「建設企業」という。）、本事業に必要な資金調達の調整に当たる者（以下「資金調達企業」という。）、等で構成されるグループ（以下「公募参加グループ」という。）とする。

- 1) 設計企業・工事監理企業・建設企業は、必ず公募参加グループに含むこと。マネージメント・資金調達企業は必ずしも公募参加グループに含まなくてもよい。
- 2) 公募参加者は、参加表明書及び参加資格確認申請書の提出時に、公募参加グループの設計・工事監理・建設等すべての参加企業（以下「構成企業」という。）を明らかにすること。
- 3) 公募参加者は公募参加グループ全体の代表企業を選定し、代表企業は、公募業務の窓口企業となること。
なお、設計業務、建設業務については、当該業務の一部を、第三者（以下「協力企業」という。）に再委託（再発注）することも可能なものとするが、提案書にその旨と委託企業名を明示すること。
- 4) 参加表明書の提出時に構成企業・協力企業名及び代表企業名を明記し、必ず代表企業が公募に関する手続を行うこと。
- 5) 参加表明書により参加の意思を表明した公募参加グループの代表企業の変更は認めない。
- 6) 参加表明書により参加の意思を表明した公募参加グループの構成企業の変更も原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、町と協議を行い、提案書の受付期限日の前日までに町が承諾した場合に限り、代表企業を除く構成企業の変更及び追加を行うことができるものとする。
- 7) 構成企業・協力企業は、他の公募参加グループの構成企業・協力企業として重複参加は認めない。

(2) 公募参加グループの構成企業の参加資格要件

公募参加グループの構成企業のうち、設計企業、建設企業は、それぞれ以下の資格要件を満たすものとする。

1) 設計企業

- ①建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。
- ②鹿児島県内に一級建築士事務所を有し、本工事の契約ができる者であること。
- ③平成 25 年以降に、今回の事業に類似する住宅の設計実績を有すること。

※工事監理は、設計企業が行うこと。ただし、設計企業と建設企業が同一の場合には、当該の設計企業以外の工事監理企業を、グループに含めること。なお、その場合の工事監理企業の資格要件は、設計企業と同じとする。

2) 建設 JV を結成しない場合の建設企業

- ①建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- ②錦江町内に本店、本社を有し、本工事の契約ができる者であること。
- ③平成 25 年以降に、今回の事業に類似する住宅の建設実績を有すること。

3) 建設 JV を結成する場合の建設企業

ア 建設 JV 代表企業の資格要件

- ①建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき、特定建設業の許可を受けた者であること。
- ②鹿児島県内に本店、本社又は支店、支社を有し、本工事の契約ができる者であること。
- ③平成 25 年以降に、今回の事業に類似する住宅を元請（建設 JV は、出資比率が 30%以上の場合の者に限る。）で、建設実績を有すること。
- ④出資比率が建設 JV 構成企業中最大であること。

イ 建設 JV 代表企業以外の建設 JV 構成企業の資格要件

- ①建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- ②錦江町内に本店、本社を有し、本工事の契約ができる者であること。
- ③建設 JV 代表企業以外の建設 JV 構成企業は 2 社以内であること。
- ④建設 JV 構成企業の出資比率は 20%以上であること。

(3) 公募参加企業又は公募参加グループの構成企業の制限

以下に該当する者は、公募参加企業、公募参加グループの構成企業に出来ないものとする。なお、資格要件確認のため、錦江警察署に照会する場合がある。

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- 2) 会社更生法（平成 17 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者。（更生手続開始の決定を受けた者は除く。）
- 3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の申立てがなされている者。（手続開始の決定を受けた者は除く。）
- 4) 錦江町指名停止等措置要綱（平成 22 年 2 月 1 日告示第 4 号）による指名停止の期間中である者。
- 5) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項及び第 26 条第 2 項の規定に基づく処分を受けている者。
- 6) 直前 2 年間の法人税、消費税及び町税を滞納している者。
- 7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する場合、又は、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している場合。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者。

- (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。
- (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
- (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者。
- 8) 町が本事業のために設置するプロポーザル審査委員会の委員又はこれらの者と資本面（50%以上の株式保有）若しくは人事面（役員の兼任・社員の派遣）において関連がある者。
- 9) 町が本事業について、アドバイザリー業務を委託している事業者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。
（本事業においては、NPO 法人全国地域 PFI 協会に本事業に関するアドバイザリー業務を委託している。）
- (注)「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又は、その出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねる者をいう。（以下同様とする。）
- (4) 公募参加者の備えるべき参加資格要件等に関する確認基準日
公募参加者の備えるべき参加資格要件等に関する確認基準日は、参加表明書の提出期限日とする。提案書の受付期限日（開札日）から優先交渉権者決定の日までに公募参加者の備えるべき参加資格要件等を欠く事態が生じた公募参加グループは失格とする。
ただし、代表企業以外の構成企業や協力企業が欠格起因企業の場合は、企業を変更する等について、町が認める措置を講じた場合は、失格としないことがある。

4 審査及び優先交渉権者の選定に関する事項

- (1) 審査に関する基本的な考え方
 - 1) 審査は、町の職員等で構成するプロポーザル審査委員会において行うものとし、総合的に提案書等の審査を行い、具体的な優先交渉権者の選定基準については、優先交渉権者決定基準を提示するものとする。
 - 2) プロポーザル審査委員会においては、事業計画等、各面から総合的に提案書の審査を行い、優先交渉権者を選定し、町に意見書を提出するものとする。
- (2) 審査手順に関する事項
審査は、以下の手順により行うものとする。
 - 1) 資格審査
 - ①公募参加者の備えるべき参加資格要件等に関する適格審査
 - 2) 提案審査
 - ①基本的要件に関する適格審査
 - ②優先交渉権者決定基準に基づく、事業計画等の総合的な提案内容に関する審査
（審査の方法、審査の配点、基準、視点等は、優先交渉権者決定基準に示す。）

3) 提案内容に対するヒアリング評価

①提案内容に関し、各公募参加者のヒアリングをして審査を行う。

(審査の方法、審査の配点、基準、視点等は、優先交渉権者決定基準に示す。)

②提案審査への参加は代表企業を筆頭とした構成企業メンバーに限定する。

(協力企業等の提案審査への参加は認めない。但し、提案内容に特殊技術や高度な専門知識を採用している場合、協議の上、説明責任の観点から出席を求めることも可)

5 募集要項等の公表

募集要項等については、町のホームページにおいて「令和7年6月30日(月)」に公表する。

6 募集要項等に係る質問の受付及び回答

募集要項等に記載の内容に係る質問の受付、回答を以下のとおり行う。

(1) 受付期間

令和7年6月30日(月) 午前9時から令和7年7月18日(金) 午後5時まで

(2) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「募集要項等に係る質問書」(様式集【様式1-2】)に記入のうえ、以下の申込先へ提出すること。なお、電子メールは【PFI質問】の件名で送信すること。

なお、上記(1)に示す受付期間外に提出された質問については受付けない。

また、電子メール以外での受付にも応じないので注意すること。

申 込 先： 錦江町政策企画課

E-mail : seisaku@town.kinko.lg.jp

(3) 回答の公表

1) 質問への回答は、以下の日程により町のホームページへの掲載により公表する予定である。

募集要項等に係る質問への回答

回答日(予定) 令和7年7月25日(金)

2) 質問への回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関し、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると町が判断した項目を除くこととし、また、質問者の名前は公表しないものとする。なお、町は、質問に対して個別に回答は行わないが、提出のあった質問のうち、町が必要と判断した場合には、提出者に対して直接ヒアリングを行うことがある。

7 事前調査の申請

提案書作成に関し、事前に調査等を行うことが必要な場合は、町に申し出れば許可することがあるので、調査を希望する者は、「事前調査申請書」(様式集【様式1-1】)に必要事項を記入のうえ、以下の申込先へ提出すること。なお、電子メールは「事前調査申請」の件名で送信すること。

申 込 先： 錦江町政策企画課

8 募集参加表明及び資格審査

(1) 提出書類

募集に参加を希望する者は、応募者の代表企業によって、次に掲げる書類を提出し、審査を受けるものとする。

- 1) 「応募表明書」(様式集【様式2-1】)
- 2) 「応募資格審査申請書」(様式集【様式2-2】)
- 3) 添付書類(様式集【様式2-3】から【様式2-6】までを参照のこと。)
- 4) 直近2年の法人税等の滞納のない証明書

(2) 提出期間及び場所

提出期間及び場所は、次のとおりとする。

- 1) 提出期間：令和7年7月28日(月)から令和7年7月30日(水)までの間の午前9時から午後5時まで
- 2) 提出場所：錦江町役場 政策企画課
- 3) 提出方法：持参。※郵便、ファックス又は電子メール等による提出は認めない。

(3) 資格審査

町は、提出書類に基づいて応募者が備えるべき参加資格要件について審査を行う。

(4) 募集参加資格の審査結果及び募集参加番号の通知

募集参加資格の審査結果は、令和7年8月8日(金)までに応募者の代表企業に通知する。

この場合において、当該資格があると認めた者に対して、9(1)に示す募集に当たり必要となる募集参加番号は募集参加資格適格通知書を以て電子メールにより通知する。また、当該資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

なお、電話又は来庁等による問い合わせには回答しないものとする。

(5) 募集参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

募集参加資格がないと認められた者は、町に対し、書面により説明を求めることができる。

- 1) 書面の提出期限：令和7年8月15日(金)午後5時まで(土、日、祝日は除く)
- 2) 書面の提出場所：錦江町役場 政策企画課
- 3) 書面の提出方法：「応募資格がないと認めた理由の説明要求書」(様式集【様式2-7】)に記入のうえ、持参すること。
※郵便、ファックス又は電子メール等による提出は認めない。
- 4) 回答期限及び方法：令和7年8月22日(金)まで、書面により回答する。

(6) 募集参加資格の取消し

町は、募集参加資格があると認めた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、８（４）の通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。ただし、応募者が、代表企業以外の構成企業や協力企業について前記３（４）に示す手当てを行い、その内容を町が書面により容認した場合はこの限りではない。（様式集【様式２－８】を参照のこと。）

- １）募集参加資格があると認めた者が、募集日時までに当該資格を喪失したとき。
- ２）その他町が特に募集に参加させることが不適當であると認めたとき。

９ 募集

（１）募集

募集参加資格があると認められた応募者は前記８（４）に示す募集参加資格適格通知書を持参の上、募集に参加し、提案書等（以下「提案書」という。）を以下の要領にて正本（企業名あり）１部、副本（企業名なし）７部、合計８部を提出する。なお、応募は応募者の代表企業が行うこと。

- １）募集期間：令和７年９月９日（火）から９月１６日（火）までの間の土日祝日を除く
午前９時から午後５時までとする。ただし、最終日は午後３時までとする。
- ２）募集場所：錦江町役場 政策企画課
- ３）募集方法：持参。※郵便、ファックス又は電子メール等による提出は認めない。
なお、応募者の募集提案書は１案のみとする。
- ４）提出書類：様式集【様式３】から【様式４－１３】までを参照のこと。
- ５）提案作成にあたり、事業計画地で、ボーリング調査及び測量等が必要と考える応募者には、事前のボーリング調査及び測量等を認める。ただし、諸費用は民間事業者負担とする。
募集参加資格通知のあと、町に申し出ること。

応募者については匿名として審査を行うため、提案書のうち指定する様式については、様式の所定の欄に、前記８（４）に示す募集参加番号を記載し、募集参加グループ名、企業名、住所、企業を特定できるマーク（社章）等は記載しないこと。

（２）提案書に記入する金額

１）本事業に係る提案書

優先交渉権者決定に当たっては、金額提案書（様式集【様式３】）に記入された金額をもって審査の価格とする。

提案書には、下記の金額を記載すること。

ア．本施設整備費並びにその消費税及び地方消費税相当額の合計

（３）募集予定価格

- １）本事業の募集予定価格の上限は、360,050,000円とする。

なお、募集予定価格は、本施設整備業務の対価に対する消費税及び地方消費税相当額を単純に合計した金額（総額）である。

なお、事業契約書に規定する金利変動及び物価変動等に応じた改定は見込んでいない。

(4) 応募の辞退

募集参加資格があると認められた応募者が応募を辞退する場合は、「応募辞退届」（様式集【様式5－2】）を持参すること。

- 1) 提出期限：令和7年8月29日（金）午後3時まで
- 2) 提出場所：錦江町役場

(5) 応募の棄権

募集参加資格があると認められた応募者が、（1）に示す募集期間中に募集しなかった場合は、棄権したものとみなす。

(6) 公正な募集の確保

応募者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に募集を執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該応募者を参加させず、又は募集の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

なお後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

(7) 募集の中止・延期

募集が公正に執行することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、募集の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(8) 応募の無効

次の場合の応募は無効とする。

- 1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者のした応募
- 2) 応募者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした応募並びに応募に関する条件に違反した応募
- 3) 提案書記載の価格、氏名その他の事項を確認できない応募
- 4) 提案書記載の価格を加除訂正した募集及び記名押印のない応募
- 5) 同一の応募者又はその代表者が同一事項に二通以上の応募をした応募
- 6) 同一人が二人以上の応募者の代理人としてした応募
- 7) 委任状を持参しない代理人がした応募
- 8) 談合その他不正の行為があったと認められる応募
- 9) 郵便又はメールによる応募
- 10) 上記1) から9) までの掲げることのほか、募集に関する条件に違反した応募

(9) 提案書の取扱い

1) 著作権

本事業に関する提案書の著作権は、公募参加者に帰属する。ただし、本事業において優先交渉権者の決定の公表時及びその他、町が必要と認めるときには、公募参加者の承諾を得た

うえで、町は提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。なお、本事業に関して提出された書類は返却しないものとする。

2) 特許権等

応募者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとする。

3) 提案書の変更の禁止

提案書の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

4) 募集要項等の承諾

応募グループは、参加表明の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものである。

10 優先交渉権者の決定方法

優先交渉権者の決定方法は公募プロポーザル方式によるものとする。事業者選定委員会は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって募集を行った者のうち、総合評点が最高点となる者を選定し、町は、事業者選定委員会の報告を尊重して優先交渉権者を決定する。

詳細は「優先交渉権者決定基準」を参照のこと。

(1) 事業者選定委員会

審査は、プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が優先交渉権者決定基準に基づき行う。選定委員は次のとおりである。

なお、審査の詳細については、「優先交渉権者決定基準」を参照のこと。

役 職	構成委員	備 考
委 員 長	副町長	
副委員長	総務課長	
委 員	未来づくり課長	
委 員	政策企画課長	
委 員	建設課長	

(2) 審査手順

委員会は、募集参加資格があると認めた者から提出された提案書の内容が、町が要求する本施設整備業務に関する要求水準を満足することを前提とし、提案価格及び提案書の内容に係る審査を行う。

(3) ヒアリングの実施

提案内容の説明を求める必要がある場合は、応募者にヒアリング（書類形式を含む。）を行う。

なお、その場合の詳細な日程等については、別途、応募者に対して通知するものとする。

(4) 優先交渉権者の選定及び決定

委員会は、提案価格及び提案書の内容により総合評価した提案審査結果に基づき、最高評点を獲得したものを優先交渉権者候補者として町に報告し、町は、委員会の決定を尊重して、優先交渉権者を決定する。

最高評点に複数の提案が同点で並んだ場合は、町と委員会が、協議・検討し、最高評点に並んだ提案の中から、町の要求にもっとも沿っていると判断できる提案を優先交渉権者として決定する。

(5) 審査結果の通知及び公表

町は、優先交渉権者決定後、速やかに応募者に対して募集結果を通知するとともに、町のホームページへの掲載により審査結果を公表する。

(6) 優先交渉権者を選定しない場合

町は、事業者の募集、募集提案の評価及び選定において、最終的に、応募者がいない、あるいは、いずれの応募者においても町の財政負担の軽減の達成が見込めない、すべての提案の水準が町の求める水準に達していない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取消すこととし、その旨を速やかに公表する。

1.1 手続における交渉の有無

審査会後の契約手続きにおいて、募集条件の重要な変更は行わないこととする。

1.2 基本協定の締結

優先交渉権者となった応募者は、落札決定後速やかに、町を相手方として、「基本協定書」に基づき、基本協定を締結しなければならないものとする。

1.3 事業契約の締結等

(1) 事業仮契約の締結

町は優先交渉権者となった公募参加グループの代表企業と事業契約に係る事業仮契約を締結する。

(2) 事業契約の締結

事業契約は議会の議決を経た後に効力を発するものとする。

なお、事業契約の詳細については、「事業契約書」を参照のこと。

(3) 契約保証金

グループ企業は、施設整備業務の対価に相当する金額の100分の10以上の額の契約保証金を事業契約と同時に納付しなければならない。ただし、公募参加グループは、建設工事の履行を確保するため、契約保証金に代わり担保となると町が認めた有価証券等の提供又は、事業契約締結の日から本施設の引渡し予定日までを期間として、施設整備業務の対価に

相当する金額の100分の10以上について、町を被保険者とする履行保証保険契約を締結することによってこれに代えることができるものとする。

(4) 契約条件の変更

契約の締結に当たっては、町が入居者のサービス向上に資すること、よりよい事業遂行に資すること、町の財政負担の軽減に資すること等、変更が事業の向上に効果があると認めた場合以外、公募参加グループ企業の提案価格及び提案書の内容、並びに募集要項等に示した契約条件について、変更できないことに留意すること。

(5) 違約金の請求

町は、公募参加グループは優先交渉権者となった応募者がその責めに帰すべき事由により事業契約を締結しない場合は、契約保証金と同額を違約金として請求する。

なお、事業契約締結にかかる弁護士費用、印紙代等は、公募参加グループ企業の負担とする。

(6) 契約締結まで至らなかった場合

優先交渉権者となった応募者が契約を締結しない場合、町は優先交渉権者となった応募者を除く応募者のうち、優先交渉権者決定基準に基づく総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行うことがある（地方自治法施行令第167条の2の規定に基づく随意契約）。

1 4 議会の議決に付すべき契約の締結

本事業は、P F I 法第12条の規定により議会の議決に付さなければならない契約であるため、議決を経た後、町が事業者に対し、事業契約を成立させる旨の意思表示をしたときに、前記1 3（1）に示す事業仮契約は、本契約として効力が生ずるものとする。

なお、町と事業者との間において、事業契約が効力を生じるに至らなかった場合には、町及び公募参加グループ企業が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、町及び事業者は、相互に債権債務の関係は生じないものとする。

1 5 その他

(1) 情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、町のホームページ等を通じて行う。

(2) 契約の手続において使用する言語及び通貨等

使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(3) 募集に伴う費用負担

応募者の募集に伴う費用については、すべて応募者の負担とする。

また、参加資格要件に係る個別質問に要する書類、募集参加資格の審査に要する書類及び提案書については、返却しないものとする。

第4章 事業実施に関する事項

1 町と事業者の責任区分

(1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、公募参加グループが担当する業務の実施に伴い発生するリスクについては、それを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

町と公募参加グループの責任分担は、「事業契約書」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で応募を行うものとする。

なお、「事業契約書」に示されていない場合は、双方の協議により事業契約書で定めるものとする。

(3) 保険

公募参加グループは、保険により費用化できるリスクについては、合理的範囲で付保するものとする。

2 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

公募参加グループが本事業を実施するに当たり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合、町は事業者と協議するものとする。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

公募参加グループが本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、町はこれらの支援を事業者が受けることができるよう協力するものとする。

(3) その他の支援に関する事項

1) 事業実施に関し、公募参加グループが必要とする許認可等に関して、町は必要に応じて公募参加グループに協力するものとする。

2) 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、町は、公募参加グループと協議を行うものとする。また、PFI法に規定する公募参加グループの発注する工事及び測量は、平成16年7月13日より「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に規定する公共工事に指定され（国土交通大臣告示）、保証事業会社の業務の対象に追加されているところであり、具体的な措置の内容は、応募者が、保証事業会社（西日本建設業保証株式会社等）に確認すること。

3) その他の支援に関する事項

その他の支援については、次のとおりとする。

ア．事業実施に必要な許認可等に関し、町は必要に応じて協力を行う。

イ．法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、町と公募参加グループで協議を行う。

3 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

公募参加グループは、募集提案書及び募集要項等並びに事業契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

(2) 事業期間中の公募参加グループと町の関わり

- 1) 本事業は、公募参加グループの責任において実施される。また、町は事業契約書に規定する方法により、事業実施状況の確認等を行う。
- 2) 本事業の安定的な継続、また、事故に際して本事業の継続性をできる限り確保する目的で、町は、公募参加グループに対し融資を行う金融機関等の融資機関（融資団）と直接協定を締結し、当該融資機関（融資団）と協議を行うことができるものとする。
- 3) 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、町と公募参加グループは誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的な措置に従うものとする。また、事業契約に関する紛争については、鹿児島地方裁判所を第一審の合意による専属的管轄裁判所とする。

4 その他

(1) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

詳細については、「事業契約書」を参照のこと。

1) 公募参加グループの債務不履行等に起因する場合

公募参加グループが事業契約書に定める債務を履行しない場合、町は事業契約書の規定に従い公募参加グループに是正勧告を行い、一定期間内に是正策の提出、実施を求めることができる。公募参加グループが一定期間内に是正することができなかった場合は、町は、サービスの対価の減額又は支払停止措置を取ることとし、また、事業契約を解除することができる。

また、公募参加グループの破産等の場合は、事業契約を解除することができる。

なお、契約解除に至る事由及び措置については、事業契約書で規定する。

2) 町の責めに帰すべき事由に起因する場合

町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合は、公募参加グループは事業契約を解除することができる。

なお、契約解除に至る事由及び措置については、事業契約書で規定する。

3) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

事業契約書に定めるその事由ごとに、責任の所在による対応方法に従うものとする。

(2) 事業契約に違反した場合等の取扱い

事業契約締結後、契約に違反した公募参加グループ、又は優先交渉権者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは募集等町の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適切であると認められる事業者又は優先交渉権者となった応募者の代表企業及び構成企業等については、錦江町指名停止等措置要綱（平成22年告示第4号）に基づき、町が実施する募集への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

5 本事業に関する町の担当部署及びアドバイザー業務委託事業者

(1) 本事業に関する町の担当部署

錦江町 政策企画課

住所：〒893-2392 鹿児島県肝属郡錦江町城元963番地

電話：0994-22-3032 F A X：0994-22-1951

E-mail：seisaku@town.kinko.lg.jp

ホームページ：https://www.town.kinko.lg.jp/

(2) 本事業に関するアドバイザー業務委託事業者

アドバイザー業務委託事業者 NPO法人全国地域PFI協会

リスク分担表

	リスクの種類		リスクの内容	負担者	
				町	事業者
共通	提供した情報リスク		募集要項等の記載内容の誤り及び変更に関するもの	○	
	契約リスク		議会の議決を得られないことによる契約締結の遅延・中止	○	
			上記以外の町の事由による契約締結の遅延・中止	○	
			事業者の事由による契約締結の遅延・中止		○
	応募リスク		応募費用		○
	制度関係リスク	政治・行政リスク	本事業に直接影響を及ぼす町に関わる政策の変更・中断・中止	○	
		法制度リスク	本事業に直接関連する根拠法令の変更、新たな規制法の成立	○	
			上記以外の法令の変更		○
		許認可リスク	事業者が取得すべき許認可の取得遅延または取得できなかった場合		○
			町の事由による許認可取得遅延	○	
		税制度リスク	消費税の範囲変更、税率変更に関するもの	○	
			法人の利益や運営に係る税制の新設や税率の変更		○

			建物所有に関する税制の新設・変更に関するもの（町への所有権移転前）		○
			本事業に直接影響する税制の新設・税率変更に関するもの	○	
			上記以外の法人税の新設・変更に関するもの		○
	社会リスク	住民対策リスク	本事業そのものに対する住民の理解が得られない場合	○	
			提案内容に関し、住民の理解が得られない場合		○
			住民からの苦情（建設時）		○
		第三者賠償リスク	本業務の実施に起因して第三者に及ぼした損害		○
		環境関連リスク	調査・工事による騒音・振動・地盤沈下・地下水の枯渇、大気汚染・水質汚濁・臭気・電波障害等に関する対応		○
	債務不履行リスク		町の債務不履行による中断・中止	○	
			事業者の債務不履行等による遅延・中断・中止		○
	不可抗力リスク		天災・暴動等自然・人為的な事象のうち、通常予見不可能な事象による損害・遅延・中断・中止	○	
	経済リスク	資金調達リスク	民間資金調達・確保		○
			交付金・補助金の調達・確保	○	
		金利リスク	金利変動		○
		物価変動リスク	インフレ・デフレ年間変動１％以内の変動		○
			上記を超える大幅な変動（年間１％を超える変動）	○	
	発注者責任リスク		町の指示の不備・発注文書・提案書の規定を超える変更による設計・工事の請負内容の変更	○	
			事業者の指示・判断の不備・変更による、設計・工事の変更		○
	警備リスク		盗難・器物破損などによる費用の増大・遅延等		○
	請負委託リスク		公募参加グループからの業務委託に関するリスク		○
	要求水準未達リスク		要求水準・提案内容水準の未達が発見された場合の改善・補修・業務の変更等に係る費用の増大		○
	支払遅延・中断リスク		町の支払いの遅延・中断	○	
	入居者リスク		入居者の不法行為等による損害	○	
	安全管理リスク		建設期間・維持管理期間に事故や第三者に損害を及ぼし、遅延や損害が生じた場合		○
工事	測量・調査リスク		町が実施した測量・調査に関するもの	○	
			公募参加グループが実施した測量・調査に関するもの		○
			地質障害・地中障害物・埋蔵文化財等により新たに必要となった測量・調査に関するもの	○	
	設計変更リスク		町の提示条件・指示の不備、変更に関するもの	○	
			事業者の提示内容、指示、判断の不備によるもの		○
	用地確保リスク		事業用地の確保	○	
			各業務に必要な用地の確保		○
	用地瑕疵リスク		町が事前に公表した資料から予見できるもの		○

		町の公表資料から予見できない文化財・土壌汚染・埋設物等の障害物、地質障害物等に関するもの	○	
	工期変更・工事遅延リスク	町の指示および町の責めに帰すべき事由によるもの	○	
		事業者に起因するもの		○
	建設コスト増大 リスク	町に起因するもの	○	
		事業者に起因するもの		○
	工事監理リスク	工事監理の不備によるもの		○
	瑕疵リスク	瑕疵担保期間中に発見された瑕疵		○
		瑕疵担保期間終了後に通常の検査によって発見できない隠れた瑕疵が発見された場合		○
その他	工事の中止リスク	町の指示によるもの	○	
		公募参加グループの責めに起因する中止		○
	事業終了リスク	事業終了手続きの諸経費		○